

鹿川小学校生徒指導規程

江田島市立鹿川小学校

第1章 総則

第1条 目的

- 1 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活をおくるという観点から必要な事項を定めるものである。
- 2 また、併せてこの規程は、能美中学校区内各学校間の連携教育の目的を基盤として、共通した生徒指導体制を構築し、義務教育9年間の一貫性を保ち、系統的に指導するための基底となることを踏まえ明文化するものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条 服装について

- 1 制服で登校する。
 - 白色のポロシャツ
※ ポロシャツの下の肌着は、透けにくい色で無地のもの
 - 紺色の半ズボン・スカート
 - 上着の着用は自由。ただし、行事等では着用する。
※ 帽子・セーター(紺) (黒)・手袋・ネックウォーマー (マフラーは不可)・ジャージ等の着用は、気温・天候・体調により各自判断する。
 - 靴下は白色。
 - 靴 外：白色運動靴
中：シューズ
- 2 体操服
 - 上：白色の体操シャツ
 - 下：紺色のハーフパンツ
- 3 頭髪等
 - パーマ、染髪、脱色、特殊な髪型(極端な刈り込み(ツープロック)・模様刈りなど)は認めない。
 - 髪の長さは、勉強や運動がしやすいように、短く切るか、結ぶ。
 - ゴム・ピンは、黒・紺・灰・茶色とし、飾りのない形のものを使う。
- 4 ランドセル
 - 原則として、卒業までランドセルを使用する。

第3条 登下校について

- 1 7時30分から8時までに登校し、学習の準備をする。
- 2 下校時刻は、原則として13時30分から16時00分とする。
*16時20分完全下校とする。

第4条 校内での行動について

- 1 誰とでも気持ちのよいあいさつをする。
- 2 職員室等に入る時は、「失礼します。○年 名前」と声をかけ、用件を言い、出る時は「失礼しました」と一礼して出る。
- 3 言葉は、はっきりと正しく言う。
- 4 大人に対して、敬語を用いる。
- 5 授業中は学習に集中する。
- 6 遅れて教室に入る時や授業中席を離れる時は、先生に伝える。
- 7 給食当番は、エプロン・帽子・マスクを正しく着けて準備する。
- 8 食前食後のあいさつを行い、静かに食べる。
- 9 給食は残さないようにする。
- 10 清掃中は窓を開け、手順よく、すみずみまで掃除をする。また、用具は大切に扱い、きちんと後始末をする。
- 11 落ちているゴミは、すすんで拾うようにする。

1 2 教室内を整理整頓するように心がける。

第5条 所持品について

1 忘れ物のないように、前日に準備を行う。(登校後、忘れ物を取りに帰ることはできない。)

2 学習に不必要な金品等は、持ってこない。

3 携帯電話は、校内や学校生活に持ち込むことを一切禁止する。

〈学習に不必要な物を持ってきた場合以下の要領で物品を返却する〉

① 一回目・・・放課後、本人に返却

② 二回目・・・保護者に取りに来てもらう

*但し、法律に違反する持参物等については、この限りではない。

第6条 欠席等の手続きについて

1 欠席・遅刻・早退・授業見学等の場合は、原則として保護者及び家族の者が8時まで連絡する。

2 緊急な早退の場合は、保護者の責任において連絡をする。

第7条 通学について

1 登下校は、交通ルールやマナーを守り、定められた通学路を徒歩または路線バスで通学する。

2 特別な事情等については、教育的配慮をもとに保護者と協議して決める。

第8条 改善指導について

1 学校生活に関する規程に逸脱している場合は、保護者に連絡して改善をお願いする。改善しない場合は、保護者に来校を願う。

第3章 校外生活に関すること

第9条 家庭生活について

1 規則正しい生活を送ることを心がける。

2 家族の一員としての意識を持って生活し、できることから進んで取り組む。

第10条 校外で遊ぶとき

1 原則、保護者の許可なく子どもたちだけで各地区から地区外へ行ってはいけない。

2 自宅から外出する時は、「いつ、どこで、誰と、何をするために、いつ帰宅するのか」を保護者に正確に伝える。

2 立ち入り禁止区域には入らない。

3 金品の購入や家からの持ち出しは、必ず保護者の承諾を得る。

4 あいさつや片付け等、社会のルールやマナーを守る。

5 交通ルールを守り、交通安全に心がける。

○ 交差点での一時停止・安全確認等を必ず行う。

○ 自転車について

1、2年生：道路では乗らない。

3～6年生：鹿川地区、沖地区の中で乗る。

6 帰宅時刻を守る。(夏季：午後6時、冬季：午後5時)

7 夜間の外出や外泊は、保護者の責任において行われる監督・保護者のもとでのみとする。

第4章 特別な指導に関すること

第11条 問題行動について

(1) 法令・法規に違反する行為

① 飲酒・喫煙

② 暴力・威圧・強要行為

③ 建造物破損・器物破損

④ 窃盗・万引き

⑤ 性に関するもの

⑥ 薬物等乱用

- ⑦ 交通違反
- ⑧ 刃物等所持
- ⑨ その他法令・法規に違反する行為
 - 法令・法規に違反する行為については、程度の状況により判断し、必要に応じて、警察・関係諸機関と連携をとる。

(2) (1) 以外の下記の行為

- ① 喫煙同席・喫煙準備行為（たばこ等の所持）
- ② いじめ
- ③ 授業妨害
- ④ 登校後の無断外出・無断早退
- ⑤ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- ⑥ カンニング等の不正行為
- ⑦ 家出及び深夜徘徊
- ⑧ 怠学
- ⑨ 不良交友
- ⑩ 金品持ち出し
- ⑪ 不健全娯楽（賭け事等）
- ⑫ 携帯電話、インターネットの不健全使用に関するもの
- ⑬ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第12条 問題行動に対する特別な指導

- (1) 説諭（個別指導）
- (2) 学校反省指導
 - 学級指導
（朝の会、帰りの会、学活などを使い、指導を行う。）
 - 別室での指導
（同学級の他の児童の学校生活とは別日程で、別の指導を行う。）
- (3) 器物破損の際、故意による破損の場合、保護者に弁償を求めることもある。
 - 弁償を求めるか否かの判断は、学校長が行う。

第13条 学校反省指導

学校で行い、「学級指導」と「別室での指導」の2段階とする。

第14条 別室での指導

時間や日数等の期間については、問題行動の程度や繰り返し等により協議・検討し、決定する。

「学級指導」・・・3日

「別室での指導」・・・1日～3日

*学級での指導で改善が見られない場合、別室での指導を行う。

*但し、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更する場合がある。

- ・この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- ・平成26年3月28日、一部改正。
- ・平成27年4月1日、一部改正。
- ・令和2年1月17日、一部改正。
- ・令和3年2月1日、一部改正。
- ・令和3年3月29日、一部改正。
- ・令和6年3月29日、一部改正。